

洪水時の雨量・水位の 情報提供

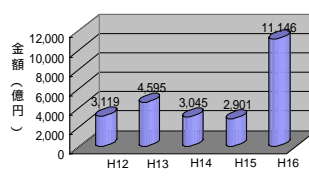
平成18年2月21日
海老川流域懇談会事務局

前回のおさらい

平成16年の国内の災害実績

- 新潟県・福島県の豪雨災害～新潟県中越地震
- 県内でも400mmの豪雨で水害が発生

過去5年の公共土木施設被害額



国土交通省HPより



夷隅川の被害状況



その後の動向

具体的な対応方針

(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川の激変
- ・避難勧告を行う基準が不明確
- ・避難勧告が発令されない、もしくは情報が届かない

↓ 平成17年7月1日 改正水防法施行

(対応策) **海老川では、義務化**

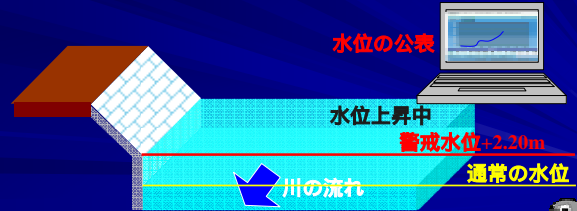
- (1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表
- (2) 避難の目安となる水位の設定
- (3) 洪水ハザードマップの整備と情報伝達体制の確保



(1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表

水位の通報及び公表(第12条第2項)

警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。



(2) 避難の目安となる水位の設定

知事が行う水位情報の通知及び周知(第13条第2項)

水位情報周知河川について、**特別警戒水位**を定め、水位がこれに達したときは水防管理者に通知するとともに、**必要に応じ報道機関**の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

浸水被害の発生の恐れ

避難の目安

特別警戒水位+2.60m

さらに水位上昇 警戒水位

川の流れ



(3) 洪水ハザードマップの整備と 情報伝達体制の確保



洪水ハザードマップ

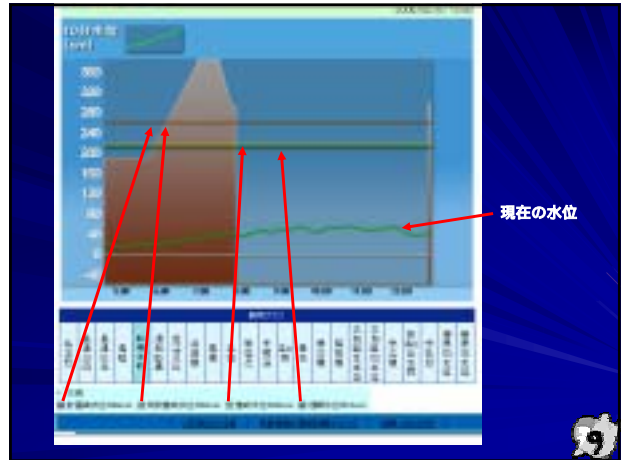
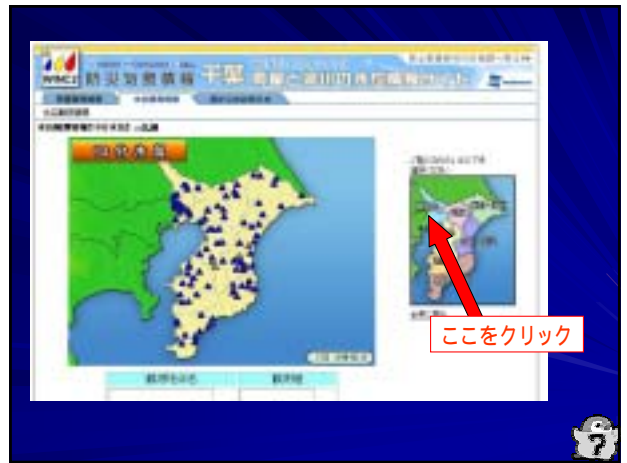
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域を含む市町村の長は、情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布その他必要な措置をとらなければならない。



県が現在実施している内容

インターネットの検索サイトから「WINC 2」と入力し、検索すると簡単に見つかります。



今後の予定として

(1) 情報提供の一層の充実

インターネットによる情報提供

防災気象情報千葉
(Weather information chiba)

- ・東雨量、水位観測情報の提供
(雨量90、水位109観測所、降雨時10分観測)
- ・一般への水位到達情報等周知



2005.9.1 ~

テレビ局と連携した情報提供

- ・緊急情報としての報道

2006.4 以降

